



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN WEEKLY BULLETIN

創 立 1969. 5. 30 会 長 小 林 正 啓
幹 事 金 山 信 利 会 報 委 員 長 元 氏 成 保

RI 2660地区
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2526
2022-3-25

事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
https://osakajonan-rc.org/
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30



Serve to Change Lives

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021-2022年度国際ロータリー会長 シェカール・メータ

本日の例会

3月25日(第4例会)

- 場所 シェラトン都ホテル大阪 3階 志摩の間
- 卓話 「EDの概念と治療薬について」
EDの病態及びその治療薬の種類と服用方法、その注意点について
青野縣一会員
- 食膳 <日本料理 軽食丼物>

次週のお知らせ

4月1日(第1例会)

- 場所 シェラトン都ホテル大阪 3階 志摩の間
- 卓話 「戦後77年 戦争と平和について想う事」
岡倉三郎会員
- 理事会 シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ
- 食膳 <日本料理 松花堂弁当>

次々週のお知らせ

4月8日(第2例会)

- 場所 シェラトン都ホテル大阪 3階 志摩の間
- 卓話 「鋼と金属加工」
三宅善太郎会員
- 次年度理事会
シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ

先週の記録

3月18日(第3例会ハイブリッド)

●出席報告

出席会員30名(内免除会員5名)
会員総数46名(同上13名)
ゲスト 0名
ビジター 0名

計30名

ホームクラブ出席率78.94%
3月4日(第1例会)補正出席率100%(MU8名)



◆ 会長の時間 ◆

吉村ガバナー補佐と、若宮ガバナー補佐エレクトが、3月11日の例会をご訪問くださいましたので、例会後に懇談の時間を設けました。

その際、ガバナー補佐が仰ったのは「コロナ禍での例会運営にどこも苦労しているし、休会としているクラブも多い中、大阪城南ロータリークラブほど、IT機器を駆使したハイブリッド例会の運営に、業者に頼らず自主的運営として成功しているクラブはない。非常に感銘を受けており、是非他クラブに宣伝して模範にしてほしいと思う」ということでした。これに対して私からは、お礼を申し上げたうえで、「当クラブのハイブリッド運営は、高価な機器を購入したこともあるが、石濱会員と山本(智)会員のお二人の献身的な努力によって支えられている。そのため他クラブが一朝一夕に模範とできるとは思われませんが、当クラブとしても、特定の会員の献身的努力に依存したクラブ運営の在り方については検討の余地があると考えている」旨ご回答しました。いずれにしても、石濱会員と山本(智)会員のご尽力には、改めて感謝を申し上げます。



◆ 幹事報告 ◆

○先週お伝えしました「ウクライナ危機」緊急人道支援金協力の追加のお知らせが届きました。

◆地区資金からの支援

- 1.地区保有の地区財団活動資金(DDF)から、ウクライナ緊急支援のための「※ロータリー財団 災害救援基金」にUS\$ 80,000ドルを拠出いたします。
- 2.地区の災害支援積立金から、同基金に500万円を拠出いたします。

◆クラブ(ロータリー会員)の支援

- 1.現金寄付をウクライナ緊急支援のための「災害救援

〈4つのテスト〉言行はこれに照らしてから

真実かどうか

みんなに公平か

好意と友情を深めるか

みんなのためになるかどうか

基金」に寄付することができます。

2.現地や周辺国の地区やクラブから支援要請があれば、財団補助金プロジェクト(地区補助金、グローバル補助金)を提唱することができます。

詳しいことは事務局にお問い合わせください。

○1月27日より発令中のまん延防止等重点措置が3月22日より解除の見込みとなりましたので、25日の例会から通常例会となります。

卓話 3月18日〈第3例会ハイブリッド〉

「公証役場の使い方」

岡 俊介会員



「こうしょうにん」というと「交渉人」(Negotiator)を思い浮かべる人が多いと思いますが、「公証人」(Notary Public)の岡と申します。公証人の仕事は、依頼人にとって有利な結果を求めて相手と交渉することではなく、公的立場にある人間として、自ら直接確認したことを書面に残す(記録する)ことを通じて、紛争を未然に防ぐことです。公正証書は公証人が関与する契約書ですが、これを作成する際公証人は、運転免許証等の公的な身分証明書で本人であることを確認した上で、その条項を一つずつ読み上げ、きちんと当事者双方が理解していることを確認します。そして、その内容で契約することを了解したことを確認してから、面前で署名・押印してもらい、本人が署名・押印したことを確認します。そうすることで、後日「私はこの契約書に見覚えがない」「契約書は読んでない」「この署名・捺印は、私の署名・捺印ではない」等の弁解を防ぐことができます。しかも公証人は法曹資格者であることが多いので、無効・取消の原因となる条項について事前に法的検討を行って、法律関係が不安定になる要因を除去できます。さらに公正証書は普通の契約書と違って原本を公証役場で保管しますので、事後の改竄はまず不可能です。

このように考えると、公証制度は、国が紛争予防効果の高い公的な仕組みを国民に提供することで、円滑・安全な取引が可能になるようにした制度といえます。もっとも、この制度は利用者の層が限られますので、国税を使った通常の行政サービスではなく、利用者の支払う手数料で制度を維持・運用していく設計になっています。公的な制度ですから、公証人の業務内容や、利用者から受け取る手数料は法令で厳格に定められ、公証人は定められた以外の業務はできませんし、定められた以外の金員を受け取ることもできません。また、公証人は権限内の事項について依頼されたら、これを拒否することはできません。

公証制度は紛争予防の制度であり、実際に紛争が発生してしまったら無力ですが、紛争予防のために公正証書を作りたい、その相談をしたいということであれば、無料で(事前相談の手数料は手数料令に定めがない)中立的な立場の公証人に相談できます。公証制度は、うまく設計された制度ですので、その特質を理解したうえで活用して頂ければと思います。



▲例会風景



▲にここ箱報告

にここ箱

3月18日(第3例会ハイブリッド)

•三宅会員、TMJ会の企画ありがとうございます。またご参加頂いた皆様ありがとうございます。よい三回忌になりました。

佐伯会員

•初めての卓話です。滅茶苦茶緊張しています。

岡会員

•他、お祝い 1件

(編集担当 佐伯・恒元)

◆ 編集後記 ◆

クラブ会報委員会 元氏成保委員長
入会してまだ日も浅い私が、不慣れなままにクラブ会報委員長の職に就くことになりましたが、気付けばその任期もあと3ヶ月余りとなりました。至らぬ点多々ございましたが、皆様から応援を頂き、また、ご指摘を受けての改善を重ねつつ、何とか毎週会報の発行にこぎつけております。コロナ禍での例会は、記事も少なく、また見栄えのする写真を撮ることも難しいのですが、今週から再び通常の例会に戻ります。残り少ない期間ですが、より充実した会報を発行するよう、全力で取り組んで参ります。皆様、原稿の提出にはご協力くださいますようお願い申し上げます。

会員増強にご協力を!!